

議案第22号

幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成7年条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「処理手数料」を「ごみ処理手数料」に改め、同項の表し尿処理手数料の部を削り、同表備考第1号を同表備考とし、同表備考第2号及び第3号を削る。

別表第1し尿処理手数料の部を次のように改める。

し尿処理 手数料	基本料金	300リットルまで	1,740円
	超過料金	20リットル増すごとに	116円
	特殊料金	凍結等により吸引不能のものは、上記により算定した額の5割増しとする。	

附 則

この条例は、平成26年5月1日から施行する。